「いろんなスポーツを体験しよう教室」受講者募集

期間(全10回)	時間・場所	定員(抽選)	対象	受講料(保険料等)
9/28(日)～令和8年2月8日(日)	下表のとおり	20人	小学生	900円

▲申込みフォーム

教室の選択について

①から④の各型2教室中から1教室を選択します。⑤では、①から④で選んでない教室を1教室選択してください

(例)選択パターンⅠ　①剣道②ミニバレーボール③野球④ミニバスケットボール⑤サッカー

(例)選択パターンⅡ　①空手道②ソフトテニス③ソフトボール④サッカー⑤剣道

各教室2回(2日)で全10回(10日)　※日程は変更する場合があります。

対 市内在住、在勤、在学の人

申 8月10日(日)までに次のいずれかの方法でお申し込みください。

①申込みフォームからお申込み

②スギ薬局知立福祉アリーナ窓口

(午前9時～午後5時　祝日を除く月曜休館)へ。

※受講の決定は、8月17日(日)までにメールでお知らせします。なお、窓口で申込みした人でメールアドレスを記入されなかった人は、8月19日(火)以降にお問合せください。

※開催後であっても、教室の延期や中止となる場合があります。また、参加費は返金できない場合があります。

▼申し込み手続き(受講者の人)

8月27日(水)までにスギ薬局知立福祉アリーナの窓口で受講料をお支払いください。

問 スギ薬局知立福祉アリーナ(☎82－5151　メールsports@city.chiryu.lg.jp午前9時～午後5時　祝日を除く月曜休館)

型	教室名	日程	実施時間	ところ
①武道型スポーツ	剣道	9月28日(日) 10月　5日(日)	午後6時～8時	ハツ田小学校体育館
	空手道	10月12日(日) 19日(日)	午後7時～8時	スギ薬局知立福祉アリーナ・剣道場
②ネット型スポーツ	ミニバレーボール	9月22日(月) 29日(月)	午後6時～9時	知立西小学校体育館
	ソフトテニス	11月　9日(日) 16日(日)	午前7時～9時	ユーテック知立テニスコート
③野球型スポーツ	野球	9月　7日(日) 14日(日)	午前9時～正午	知立小学校グラウンド
	ソフトボール	12月　7日(日) 14日(日)	午前9時～正午	御林公園
④ゴール型スポーツ	ミニバスケットボール	10月24日(金) 31日(金)	午後6時15分～8時	知立小学校体育館
	サッカー	令和8年 1月25日(日) 2月　8日(日)	午前9時～正午	知立西小学校グラウンド
⑤自由選択	上記教室の中で選択していない教室を1教室選ぼう			

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除や猶予される制度があります。

保険料の免除や猶予を受けずに保険料が未納の状態で、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

年金を受給するためにも、制度を上手に活用しましょう。

①申請免除(学生以外):本人・世帯主・配偶者の所得が一定額以下の場合、申請により保険料が全額または一部免除。

②納付猶予申請:50歳未満の人で、本人、配偶者の所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予。

③学生納付特例制度:20歳以上の学生で本人の所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予。

④法定免除:障害基礎年金などの2級以上の障がいに関する公的年金をうけている人や生活保護法による生活扶助を受けている人は、届出により保険料が免除されます。

⑤産前産後期間免除:出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊婦の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間)の保険料が免除されます。

申 ①～③　申請する時点から2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。(すでに保険料が納付済みの月を除く)

※前年所得や失業などの状況に基づき審査を行いますので、承認されない場合があります。

⑤　出産予定日の6か月前から届出可能です。

持 【共通】マイナンバーカードなど本人確認書類

・学生の場合は学生証または在学証明書(在学期間の確認できるもので、有効期限内のもの)

・産前産後の場合は母子健康手帳

○マイナポータルを利用した国民年金手続きの電子申請が可能です。

詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ(電子申請)▲

○保険料の追納(後追い)をおすすめします。

保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料を追納することで、保険料を納付した場合と同じ金額で老齢基礎年金を受け取ることができます。詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ(追納)▲

問 国保医療課　国保年金係(☎95－0123)・刈谷年金事務所(☎21－2110)